

一級
二級 建築士事務所登録申請書
木造

正 副

（第一面）

※手数料欄

銀行振込（インターネットバンキング可）

[記 入 注 意]

- 1 ※印欄は、記入しないでください。
- 2 のある欄は、該当するの中にレ印を付けてください。
- 3 現登録年月日及び登録番号の欄は、更新の登録を受けようとする場合に記入してください。

一級 建築士事務所の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は
 二級 事実と相違ありません。
 木造

令和 年 月 日

登録申請者氏名

島根県指定事務所登録機関
 （一社）島根県建築士事務所協会会長 様

建 築 士 事 務 所	ふり 名	が な 称			
	所 在 地	〒	島根県	市 郡 町 大字 番地	
	電話 () - ()		FAX () - ()		
一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別		建築士事務所			
登 録 申 請 者	個人 あるとき	ふり 氏	が な 名	建築士 の資格	
		住 所	一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> な し <input type="checkbox"/>		
登 録 申 請 者	法人 あるとき	ふり 名	が な 称		
		事 務 所 所 在 地	〒	島根県	市 郡 町 大字 番地
		電話 () - ()		FAX () - ()	
管 理 す る 建 築 士 事 務 所	ふり 氏	が な 名	登 録 番 号		
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)		
	管理建築士講習を修了した年月日		平成・令和 年 月 日	修了証番号	第 号
現 登 録 年 月 日	及 び 登 録 番 号	平成・令和 年 月 日		※ 審 査	
		島根県知事登録 第 () 号			
新 更 規 新 規 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	※ 登録年月日 及び登録番号	令和 年 月 日		※ 審 査	
		島根県知事登録 第 () 号			

(第三面)

役員名簿

〔記入注意〕

- 1 この書類は、申請書が法人である場合にのみ提出してください
- 2 全ての役員についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中に入れて、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

ふりがな 氏名	性別	役職	生年月日
	男・女		大正・昭和 平成・令和 年 月 日
	男・女		大正・昭和 平成・令和 年 月 日
	男・女		大正・昭和 平成・令和 年 月 日
	男・女		大正・昭和 平成・令和 年 月 日
	男・女		大正・昭和 平成・令和 年 月 日
	男・女		大正・昭和 平成・令和 年 月 日
	男・女		大正・昭和 平成・令和 年 月 日
	男・女		大正・昭和 平成・令和 年 月 日
	男・女		大正・昭和 平成・令和 年 月 日
	男・女		大正・昭和 平成・令和 年 月 日
	男・女		大正・昭和 平成・令和 年 月 日
	男・女		大正・昭和 平成・令和 年 月 日
	男・女		大正・昭和 平成・令和 年 月 日
	男・女		大正・昭和 平成・令和 年 月 日
	男・女		大正・昭和 平成・令和 年 月 日

(備考)

別紙 有
無

添付書類（ロ）

略 歴 書 〔 登録申請者 管理建築士 〕

〔記入注意〕

- 1 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
- 2 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

氏 名				生年月日	
建 築 士 の 資 格		一級建築士 <input type="checkbox"/>	登 録 番 号	登録を受けた都道府県 名（二級建築士又は木 造建築士の場合）	
		二級建築士 <input type="checkbox"/>			
		木造建築士 <input type="checkbox"/>			
		な し <input type="checkbox"/>			
学 歴	年 月 日	学校名及び学科名		卒業・終了・中退の別	
職 歴	期 間	勤 務 先		地 位 ・ 職 名	
	年 月～年 月				

誓 約 書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法廷代理人
が法人である場合においては、その役員を含む。）及び登録申請者法人である場合における当該法人の
役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日

登録申請者氏名または名称 _____

島根県指定事務所登録機関

（一社）島根県建築士事務所協会会長 様

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者
- 5 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内にその法人の役員であった者でその取消の日から起算して5年を経過しないもの）
- 6 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となった事実があった日以前1年以内にその法人の役員であった者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（第八号において「暴力団員等」という。）
- 8 精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 禁錮以上の刑に処せられた者（2に該当する者を除く。）
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）

〔記入注意〕 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
2 2から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。

附近見取り図

(記入上の注意)

附近見取り図に明示すべき事項

方位、道路及び目標となる地物

別記様式第2

建築士事務所の外部写真

建築士事務所の外部写真（標識に記載されている管理建築士、有効期間等が判別できるもの）

建築士事務所の内部写真（2面）

建築士事務所の内部写真（2面）

建築士事務所の装備申告書

区分	新規登録の場合	装備状況	登録更新の場合	装備状況	左記以外に必要と認められる装備	装備状況
1 事務室等	① 建築士事務所標識の掲示スペース		① 建築士事務所標識の掲示			
	② 管理建築士の建築士免許証の掲示		② 管理建築士の建築士免許証、建築士事務所登録通知書の掲示			
2 書類等	① 建築関係法令書 (建築基準法、建築士法、都市計画法、消防法と政令、省令、条例、細則等)		① 同左		※ ① 構造計算規準、同解説	
	② 工事標準仕様書・同解説 (建築、機械、電気)		② 同左		② 建築設計資料関係図書(用途別設計企画例等)	
					※ ③ 建築関係 JIS 要覧	
					④ 積算関係資料(物価、歩掛)	
	③ 主要業務地の都市計画図		③ 同左		⑤ 主要業務地地図(1/2500~1/5000)	
④ 業務報酬基準 (H31.1.21 国土交通省告示第 98 号)		④ 同左		⑥ 主要業務地の住宅地図		
3 記録等	① 業務台帳 (契約内容、従事建築士氏名、委託業務等)		① 同左(記入保存)		① 工事写真帳	
	② 設計図書		② 同左(記入保存)			
	③ 契約書・委託書		③ 同左(記入保存)			
	④ 業務規準及び約款		④ 同左			
	⑤ 設計記録台帳 (依頼内容・条件、打合せ・説明・確認事項)		⑤ 同左(記入保存)			
	⑥ 工事監理計画書		⑥ 同左(記入保存)			
	⑦ 工事監理日誌		⑦ 同左(記入保存)			
	⑧ 工事監理(指導監督)報告書		⑧ 同左(記入保存)			
	⑨ 業務実績等の閲覧書類		⑨ 同左(記入保存)			
	⑩ 所属建築士名簿及び経歴書		⑩ 同左			
	⑪ 給与簿		⑪ 同左(記入保存)			
	⑫ 出勤簿		⑫ 同左(記入保存)			
	⑬ 重要事項説明書		⑬ 同左(記入保存)			
4 その他						

1. 木造建築士事務所の場合は、※の装備を省略してもよい。
2. 3記録等のうち、①業務台帳、②設計図書、⑧工事監理報告書の法定保存期間は15年間、⑨の閲覧期間は3年間
3. 装備している場合は装備状況欄に○を付すこと。
4. 1事務室等の①、3記録等の①②⑧⑨⑬は必ず装備を要する。

確 約 書

私は、業務に関し必要な知識及び技能の維持向上を図るため、島根県建築士事務所指導要綱第3条第7項に定める開設者等向けの指定講習の受講に努めます。

令和 年 月 日

開設者又は管理建築士 住 所

氏 名